

職員給与規程（平成 31 年規程第 3 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 27 日改正
経営委員会

新旧対照表

新	旧
職員給与規程 平成31年規程第 3 号 平成31年 1 月21日制定 平成31年 3 月29日改正 令和 2 年 1 月 9 日改正 令和 4 年 3 月10日改正 令和 4 年11月 8 日改正 令和 5 年 3 月 6 日改正 令和 5 年11月30日改正 令和 7 年 1 月24日改正 令和 7 年 3 月11日改正 <u>令和 7 年 6 月27日改正</u> 第 1 条～第 8 条 略 （役職手当） 第 9 条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第29条第 1 号の場合及び就業規則第47条第 2 項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。 （1） 副 C I O（副最高投資責任者） （2） 審議役、部長、室長、経営委員会事務室長及び重要な業務を所掌する次長 （3） 監査委員会事務室長、次長、課長、副室長、副事務室長及び企画役 （4） 課長代理、室長代理、事務室長代理 2 役職手当の月額は、別表 2 に掲げる額とする。 第10条～第16条 略 （時間外勤務手当） 第17条 時間外勤務手当は、就業規則第14条の規定により勤務時間外又は休日に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員（<u>第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する職員（以下「管理職員」という。）を除く。次項において同じ。</u>）に対して、次の各号により算出した額を支給する。 （1） 時間外勤務が午前 5 時から午後10時までの間であるときは、<u>勤務</u> 1 時間当たりの給与額に100分の125（休日の場合は100分の135） を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 （2） 時間外勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、<u>勤務</u> 1 時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160） を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 2 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間が 1 か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を支給する。 （1） 時間外勤務が午前 5 時から午後10時までの間であるときは、<u>勤務</u> 1 時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160） を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 （2） 時間外勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、<u>勤務</u> 1 時間当たりの給与額に	職員給与規程 平成31年規程第 3 号 平成31年 1 月21日制定 平成31年 3 月29日改正 令和 2 年 1 月 9 日改正 令和 4 年 3 月10日改正 令和 4 年11月 8 日改正 令和 5 年 3 月 6 日改正 令和 5 年11月30日改正 令和 7 年 1 月24日改正 令和 7 年 3 月11日改正 第 1 条～第 8 条 略 （役職手当） 第 9 条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第29条第 1 号の場合及び就業規則第47条第 2 項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。 （1） 副 C I O（副最高投資責任者） （2） 審議役、部長、室長、経営委員会事務室長及び重要な業務を所掌する次長 （3） 監査委員会事務室長、次長、課長、副室長、副事務室長及び企画役 （4） 課長代理、室長代理、事務室長代理 2 役職手当の月額は、別表 2 に掲げる額とする。 <u>3 第17条の規定は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員には適用しない。</u> 第10条～第16条 略 （時間外勤務手当） 第17条 時間外勤務手当は、就業規則第14条の規定により勤務時間外<u>に、</u>又は休日に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。 （1） 時間外勤務が午前 5 時から午後10時までの間であるときは、1 時間当たりの給与額に100分の125（休日の場合は100分の135） を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 （2） 時間外勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、1 時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160） を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 2 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間が 1 か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を支給する。 （1） 時間外勤務が午前 5 時から午後10時までの間であるときは、1 時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160） を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 （2） 時間外勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、1 時間当たりの給与額に100分

新	旧
100分の175（休日の場合は100分の185）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 <u>3 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をした管理職員には、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額に当該時間帯の勤務時間数を乗じて得た額を支給する。</u> <u>4 前3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額、役職手当及びこれらに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1年間の所定労働時間数（理事長が別に定める。）で除して得た額とする。</u> <u>5 第1項から第3項までの時間外勤務手当の支給の基礎となる時間数は、時間外勤務をした月における全時間外勤務時間数（時間外勤務手当の支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算するものとし、その時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。</u> <u>6 時間外勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。</u> （管理職員特別勤務手当） 第18条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務をした場合には、管理職員特別勤務手当を支給する。 <u>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</u> <u>3 管理職員特別勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。</u> <u>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。</u> <u>5 第2項及び前項に規定する理事長が別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定める。</u> 第19条～第21条 略 第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。） （2） 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （3） 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第23条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略	の175（休日の場合は100分の185）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額 <u>3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1年間の所定労働時間数（理事長が別に定める。）で除して得た額とする。</u> <u>4 時間外勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。</u> （管理職員特別勤務手当） 第18条 <u>第9条第1項第1号から第3号までに規定する役職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務をした場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> <u>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> <u>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）</u> <u>（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額</u> <u>4 管理職員特別勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。</u> <u>5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。</u> <u>6 第3項及び前項に規定する理事長が別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定める。</u> 第19条～第21条 略 第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。） （2） 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （3） 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第23条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略

新	旧
2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 （1） 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）、（3） 略 3 略 第23条の2 略 第4章 雑則 （給与の減額） 第24条 就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第17条<u>第4項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。 第25条、第26条 略 （介護休暇及び介護時間の取扱い） 第27条 職員が介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条<u>第4項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2、3 略 第28条、第29条 略 （育児休業者等の取扱い） 第30条 略 2 略 3 職員が育児時間の承認を受けた場合は、当該育児時間の時間1時間につき、第17条<u>第4項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 4 略 第31条～第35条 略 附 則 略	2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 （1） 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）、（3） 略 3 略 第23条の2 略 第4章 雑則 （給与の減額） 第24条 就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第17条<u>第3項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。 第25条、第26条 略 （介護休暇及び介護時間の取扱い） 第27条 職員が介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条<u>第3項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2、3 略 第28条、第29条 略 （育児休業者等の取扱い） 第30条 略 2 略 3 職員が育児時間の承認を受けた場合は、当該育児時間の時間1時間につき、第17条<u>第3項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 4 略 第31条～第35条 略 附 則 略

附 則（令和7．6．27改正）
この改正は、令和7年6月27日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

役員給与規程（平成 31 年規程第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 27 日改正
経営委員会

新旧対照表

新	旧
役員給与規程 平成31年規程第 1 号 平成31年 1 月21日制定 令和 5 年11月30日改正 令和 7 年 1 月24日改正 令和 7 年 3 月28日改正 <u>令和 7 年 6 月27日改正</u> 第 1 条～第10条 略 第11条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第 2 項第 2 号又は第 3 項の規定により解任された役員 （2） 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （3） 次条第 1 項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第12条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）、（3） 略 3 略 第13条～第15条 略 附 則 略	役員給与規程 平成31年規程第 1 号 平成31年 1 月21日制定 令和 5 年11月30日改正 令和 7 年 1 月24日改正 令和 7 年 3 月28日改正 第 1 条～第10条 略 第11条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第 2 項第 2 号又は第 3 項の規定により解任された役員 （2） 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （3） 次条第 1 項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第12条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）、（3） 略 3 略 第13条～第15条 略 附 則 略

附 則（令和 7． 6． 27 改正）
この改正は、令和 7 年 6 月 27 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

役員退職手当支給規程（平成 31 年規程第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 27 日改正
経営委員会

新旧対照表

新	旧
役員退職手当支給規程 平成31年規程第 2 号 平成31年 1 月21日制定 <u>令和 7 年 6 月27日改正</u> 第 1 条～第 8 条 略 （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い） 第 9 条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項及び 次条第 2 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当 は、支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2 略 第10条 略 （退職手当の返納） 第11条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当を返納させることがで きる。 第12条、第13条 略 附 則 略	役員退職手当支給規程 平成31年規程第 2 号 平成31年 1 月21日制定 第 1 条～第 8 条 略 （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い） 第 9 条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに 限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項及び次 条第 2 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、 支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2 略 第10条 略 （退職手当の返納） 第11条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当を返納させることができ る。 第12条、第13条 略 附 則 略

附 則（令和 7． 6． 27 改正）
この改正は、令和 7 年 6 月 27 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

職員退職手当支給規程（平成 31 年規程第 4 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 27 日改正
経営委員会

新旧対照表

新	旧
職員退職手当支給規程 平成31年規程第 4 号 平成31年 1 月21日制定 令和 4 年 3 月10日改正 令和 5 年 3 月 6 日改正 令和 7 年 3 月11日改正 <u>令和 7 年 6 月27日改正</u> 第 1 条～第11条 略 第 4 章 雑則 （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い） 第12条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項及び次条第 2 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2 略 第13条 略 （退職手当の返納） 第14条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当を返納させることができる。 第15条～第17条 略 附 則 略	職員退職手当支給規程 平成31年規程第 4 号 平成31年 1 月21日制定 令和 4 年 3 月10日改正 令和 5 年 3 月 6 日改正 令和 7 年 3 月11日改正 第 1 条～第11条 略 第 4 章 雑則 （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い） 第12条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項及び次条第 2 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2 略 第13条 略 （退職手当の返納） 第14条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当を返納させることができる。 第15条～第17条 略 附 則 略

附 則（令和 7． 6． 27 改正）
この改正は、令和 7 年 6 月 27 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。